



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*68 和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

○ 告示

- 907 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 2
 908 血深井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 2
 909 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 3
 910 農用地利用配分計画の認可 (") 3
 911 " (") 4
 912 保安林の指定 (森林整備課) 5
 913 保安林の指定施業要件変更予定 (") 5
 914 " (") 6
 915 保安林の指定施業要件の変更 (") 6
 916 基本測量の実施 (技術調査課) 7
 917 公共測量の実施 (") 7
 918 道路の区域決定 (道路保全課) 7
 919 自転車歩行者専用道路の指定 (") 7
 920 道路の供用開始 (") 8
 921 道路の区域決定 (") 8
 922 自転車歩行者専用道路の指定 (") 8
 923 道路の供用開始 (") 9
 924 平成21年和歌山県告示第388号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾空港振興課) 9
 925 平成21年和歌山県告示第389号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (") 10

○ 選挙管理委員会告示

- *93 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 13
 *94 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 14

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課) 14

規 則

和歌山県規則第68号

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立わかやま館管理規則(平成9年和歌山県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3月」を「1年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第907号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー古屋店
和歌山県和歌山市古屋字保ジ本203番2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正
島根県益田市下本郷町206番地5
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）ジュンテンドー新古屋店
（変更後）ジュンテンドー古屋店
- 4 変更年月日
平成28年6月16日
- 5 変更した理由
店舗名称が確定したため
- 6 届出年月日
平成28年7月11日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年7月29日から同年11月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成28年6月30日退任）

職名	氏名	住所
理事	柏木道美	西牟婁郡白浜町十九淵524番地の1
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
理事	吉田茂生	西牟婁郡白浜町十九淵493番地
理事	小守孝	西牟婁郡白浜町富田401番地の1
理事	山本安夫	西牟婁郡白浜町富田703番地
理事	眞砂幸弘	西牟婁郡白浜町富田968番地
理事	柏木彰文	西牟婁郡白浜町富田74番地の1
監事	栗山正孝	西牟婁郡白浜町富田1299番地
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	湯川賢二	西牟婁郡白浜町富田1229番地

2 就任した役員（平成28年7月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
理事	湯川賢二	西牟婁郡白浜町富田1229番地
理事	小守孝	西牟婁郡白浜町富田401番地の1
理事	柏木彰文	西牟婁郡白浜町富田74番地の1
理事	山本安夫	西牟婁郡白浜町富田703番地
理事	眞砂幸弘	西牟婁郡白浜町富田968番地
理事	橋本壽夫	西牟婁郡白浜町富田1015番地
監事	栗山正孝	西牟婁郡白浜町富田1299番地
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	切畑善晴	西牟婁郡白浜町富田471番地

和歌山県告示第909号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年7月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年8月11日まで縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第41号-1	伊都郡かつらぎ町中飯降字宮之浦531-1外2筆
平成28年度第41号-2	伊都郡かつらぎ町兄井字岩ヶ瀬上556-1

和歌山県告示第910号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年7月15日に認可した。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第29号-1	橋本市吉原字松之岡840外3筆
平成28年度第29号-2	橋本市妻字扇塚455-1外1筆
平成28年度第30号	有田郡有田川町長谷川字登尾1552-264
平成28年度第31号-1	田辺市上秋津字下左向91-62
平成28年度第31号-2	田辺市上秋津字下左向91-152外2筆
平成28年度第31号-3	田辺市上秋津字川中口1417-36
平成28年度第31号-4	田辺市上秋津字川中口1417-35
平成28年度第31号-5	田辺市上芳養字小谷4378-1外1筆
平成28年度第31号-6	田辺市上芳養字和玉3058-2外1筆
平成28年度第32号-1	海南市下津町百垣内字丸岡668-1外1筆
平成28年度第32号-2	海南市下津町引尾字鯛ノ峯1473-1外3筆
平成28年度第32号-3	海南市下津町橋本字立道611外1筆
平成28年度第32号-4	海南市下津町橋本字下中津尾296
平成28年度第32号-5	海南市下津町橋本字下中津尾324
平成28年度第32号-6	海南市下津町橋本字下中津尾308
平成28年度第32号-7	海南市下津町大崎字高通493外1筆
平成28年度第32号-8	海南市下津町橋本字白草1898
平成28年度第33号	東牟婁郡那智勝浦町井鹿字水尾口908外3筆
平成28年度第34号	日高郡由良町門前字太田坪349-1外7筆
平成28年度第35号-1	御坊市塩屋町南塩屋字和喜田964-1
平成28年度第35号-2	御坊市藤田町吉田字東院745-1

和歌山県告示第911号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年7月19日に認可した。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第36号	日高郡印南町印南原字赤坂85-4外4筆

平成28年度第37号-1	日高郡みなべ町熊岡字狼烟尾746-46外1筆
平成28年度第37号-2	日高郡みなべ町東本庄字向前1737-38外2筆
平成28年度第37号-3	日高郡みなべ町土井字下中垣内556外1筆
平成28年度第37号-4	日高郡みなべ町土井字下中垣内557-1外1筆

和歌山県告示第912号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市西大谷字本田垣内224、224の1、225、225の1、226、字岩谷230、244の1、245の1、245の2、字竹ノ砦251、252の1、252の2、253の1、253の3、254、255、255の1、256、256の1、257の1、257の2、258の1から258の3まで、261、265の1から265の3まで、266、266の1、266の2、267、268、字中村垣内269、270の1、270の2、271、271の1、272の1、273、273の1、273の2、274の1、277、279から284まで、286から291まで、292の1、292の2、294、295、295の1、296から298まで、298の1から298の3まで、299、299の1、300、302、305の1、306、307の1、307の2、307の4から307の6まで、字堂免357、357の1、358、358の1、359、360の3、361から364まで、364の1、366、366の1、367、368、368の1、371、372、372の1、373、374、374の1、375の1、375の2、377、378、380の4、381、381の1から381の3まで、382、383、386、387、388の1、388の2、389、390、390の1、391から393まで、393の1、407（次の図に示す部分に限る。）、字庵ノ谷410、411、411の1、412、412の1、413、413の1、413の2、414、414の1、415、415の1、415の2、416、421、450の6、456、457、457の1、457の2、458、458の1、459から461まで、字地下垣内462、462の1、463、463の1、464から466まで、466の1、467、468（次の図に示す部分に限る。）、469、469の1、471、472、472の1、473、474、481、493、493の1、494から496まで、496の1、497、498の1、501、501の1、501の2、502、503の1、504、505、509の2、字峯垣内607（次の図に示す部分に限る。）、608から610まで、611の1、612の1・612の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、612の3、613、613の1、613の2、614から616まで、617の1（次の図に示す部分に限る。）、618、619、619の1、619の2、620、621、623の1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第913号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第914号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第915号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成28年8月30日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡上富田町

和歌山県告示第917号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成28年7月25日から平成29年3月10日まで
- 3 作業地域 紀の川水系直轄管理区間（紀の川、貴志川）

和歌山県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高塚字前川494番4地先から紀の川市下井阪字河原端301番1地先まで	新	3.10 } 3.60	1,978.00	

和歌山県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高塚字前川494番4地先から紀の川市下井阪字河原端301番1地先まで	3.10 } 3.60	1,978.00	

- 4 指定する期日 平成28年7月29日

和歌山県告示第920号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 岩出市高塚字前川494番4地先から紀の川市下井阪字河原端301番1地先まで

供用開始の期日 平成28年7月29日

和歌山県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市中島字川添1283番176地先から同市中島字村前112番1地先まで	新	3.10 } 6.15	1,021.30	

和歌山県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市中島字川添1283番176地先から同市中島字村前112番1地先まで	3.10 ） 6.15	1,021.30	

- 4 指定する期日 平成28年7月29日

和歌山県告示第923号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 岩出市中島字川添1283番176地先から同市中島字村前112番1地先まで

供用開始の期日 平成28年7月29日

和歌山県告示第924号

平成21年和歌山県告示第388号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

5及び6を次のとおり改める。

5 基点の表示

基点1	北緯34度08分34秒5150	東経135度11分54秒5346の地点
基点2	北緯34度08分33秒1281	東経135度11分51秒4294の地点
基点3	北緯34度08分34秒0965	東経135度11分47秒2156の地点
基点4	北緯34度08分32秒6971	東経135度11分43秒5237の地点
基点5	北緯34度08分32秒5521	東経135度11分35秒7507の地点
基点6	北緯34度08分34秒5691	東経135度11分29秒1565の地点
基点7	北緯34度08分35秒3751	東経135度11分28秒2468の地点
基点8	北緯34度08分38秒0154	東経135度11分29秒2445の地点
基点9	北緯34度08分38秒3167	東経135度11分28秒1220の地点
基点10	北緯34度08分36秒1715	東経135度11分27秒0059の地点
基点11	北緯34度08分35秒1216	東経135度11分24秒4263の地点
基点12	北緯34度08分34秒9244	東経135度11分21秒7989の地点

基点13	北緯34度08分36秒1053	東経135度11分20秒2352の地点
基点14	北緯34度08分37秒6854	東経135度11分19秒5728の地点
基点15	北緯34度08分37秒7088	東経135度11分15秒8320の地点
基点16	北緯34度08分34秒9523	東経135度11分16秒8239の地点
基点17	北緯34度08分33秒1735	東経135度11分15秒5217の地点
基点18	北緯34度08分33秒1549	東経135度11分12秒2688の地点
基点19	北緯34度08分32秒2191	東経135度11分11秒1083の地点
基点20	北緯34度08分32秒1766	東経135度11分06秒3855の地点
基点21	北緯34度08分35秒2524	東経135度11分07秒6874の地点
基点22	北緯34度08分37秒1527	東経135度11分05秒1665の地点
基点23	北緯34度08分32秒9934	東経135度11分04秒4356の地点
基点24	北緯34度08分32秒3233	東経135度11分02秒5726の地点
基点25	北緯34度08分32秒9317	東経135度10分59秒2564の地点
基点26	北緯34度08分30秒6659	東経135度10分59秒0567の地点
基点27	北緯34度08分28秒9293	東経135度10分55秒1671の地点
基点28	北緯34度08分31秒3604	東経135度10分54秒0705の地点
基点29	北緯34度08分26秒8224	東経135度10分48秒9915の地点
基点30	北緯34度08分25秒2796	東経135度10分49秒2515の地点
基点31	北緯34度08分24秒2345	東経135度12分04秒2670の地点
基点32	北緯34度08分26秒6154	東経135度10分43秒9277の地点
基点33	北緯34度08分27秒0846	東経135度10分47秒1447の地点
基点34	北緯34度08分31秒6999	東経135度10分50秒3063の地点
基点35	北緯34度08分35秒7527	東経135度10分50秒4545の地点
基点36	北緯34度08分31秒7814	東経135度10分56秒4108の地点
基点37	北緯34度08分34秒8203	東経135度10分58秒6625の地点
基点38	北緯34度08分34秒2704	東経135度11分02秒5328の地点
基点39	北緯34度08分36秒8583	東経135度11分03秒4094の地点
基点40	北緯34度08分40秒7592	東経135度11分01秒1340の地点
基点41	北緯34度08分40秒7014	東経135度11分05秒5061の地点
基点42	北緯34度08分36秒0900	東経135度11分08秒1957の地点
基点43	北緯34度08分34秒4471	東経135度11分10秒1389の地点
基点44	北緯34度08分34秒9013	東経135度11分15秒3028の地点
基点45	北緯34度08分38秒6933	東経135度11分13秒5439の地点
基点46	北緯34度08分38秒9022	東経135度11分21秒0898の地点
基点47	北緯34度08分40秒4397	東経135度11分28秒8476の地点
基点48	北緯34度08分39秒7282	東経135度11分31秒1564の地点
基点49	北緯34度08分35秒7918	東経135度11分29秒9357の地点
基点50	北緯34度08分33秒7827	東経135度11分36秒1068の地点
基点51	北緯34度08分33秒9320	東経135度11分43秒0420の地点
基点52	北緯34度08分35秒4180	東経135度11分46秒2992の地点
基点53	北緯34度08分35秒4645	東経135度11分53秒8218の地点

6 指定区域 基点1から基点53までを順次結んだ線及び基点1と基点53を結んだ線により囲まれた区域

平成21年和歌山県告示第389号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

5及び6を次のとおり改める。

5 基点の表示

基点1	北緯34度09分29秒0475	東経135度10分59秒2151の地点
基点2	北緯34度09分29秒0230	東経135度10分59秒6014の地点
基点3	北緯34度09分29秒2462	東経135度10分59秒7520の地点
基点4	北緯34度09分29秒2640	東経135度11分00秒0037の地点
基点5	北緯34度09分29秒0941	東経135度11分00秒1011の地点
基点6	北緯34度09分28秒9926	東経135度11分00秒0816の地点
基点7	北緯34度09分26秒8743	東経135度11分02秒1946の地点
基点8	北緯34度09分25秒7893	東経135度11分04秒0716の地点
基点9	北緯34度09分23秒5615	東経135度11分12秒6982の地点
基点10	北緯34度09分27秒3438	東経135度11分23秒2547の地点
基点11	北緯34度09分28秒8696	東経135度11分25秒4111の地点
基点12	北緯34度09分30秒0967	東経135度11分20秒9101の地点
基点13	北緯34度09分30秒9137	東経135度11分20秒0769の地点
基点14	北緯34度09分31秒8721	東経135度11分20秒5580の地点
基点15	北緯34度09分33秒2979	東経135度11分22秒7357の地点
基点16	北緯34度09分30秒0673	東経135度11分26秒7982の地点
基点17	北緯34度09分32秒5810	東経135度11分30秒5789の地点
基点18	北緯34度09分29秒8564	東経135度11分30秒4628の地点
基点19	北緯34度09分26秒5735	東経135度11分23秒7572の地点
基点20	北緯34度09分23秒0625	東経135度11分16秒8477の地点
基点21	北緯34度09分26秒2658	東経135度11分33秒7814の地点
基点22	北緯34度09分24秒9596	東経135度11分37秒0009の地点
基点23	北緯34度09分24秒9911	東経135度11分38秒2760の地点
基点24	北緯34度09分26秒7305	東経135度11分45秒0888の地点
基点25	北緯34度09分27秒4969	東経135度11分47秒1571の地点
基点26	北緯34度09分26秒4301	東経135度11分47秒3918の地点
基点27	北緯34度09分24秒1798	東経135度11分38秒2585の地点
基点28	北緯34度09分24秒2458	東経135度11分36秒7379の地点
基点29	北緯34度09分24秒8074	東経135度11分33秒6886の地点
基点30	北緯34度09分20秒9650	東経135度11分14秒4054の地点
基点31	北緯34度09分20秒4708	東経135度11分12秒5405の地点
基点32	北緯34度08分54秒2799	東経135度11分03秒9331の地点
基点33	北緯34度08分53秒9443	東経135度11分07秒1792の地点
基点34	北緯34度08分56秒7253	東経135度11分54秒8187の地点
基点35	北緯34度08分58秒1027	東経135度11分57秒7790の地点
基点36	北緯34度09分04秒6598	東経135度12分03秒6769の地点
基点37	北緯34度09分06秒3309	東経135度12分04秒2670の地点
基点38	北緯34度09分10秒9830	東経135度12分04秒0087の地点
基点39	北緯34度09分11秒5811	東経135度12分02秒4253の地点

基点40	北緯34度09分23秒8188	東経135度12分01秒6382の地点
基点41	北緯34度09分23秒8900	東経135度12分02秒8455の地点
基点42	北緯34度09分24秒7883	東経135度12分01秒8290の地点
基点43	北緯34度09分26秒9472	東経135度12分00秒6552の地点
基点44	北緯34度09分26秒9978	東経135度12分02秒1766の地点
基点45	北緯34度09分26秒8505	東経135度12分13秒8048の地点
基点46	北緯34度09分29秒3691	東経135度12分14秒1116の地点
基点47	北緯34度09分31秒4459	東経135度12分14秒1653の地点
基点48	北緯34度09分31秒4274	東経135度12分15秒4556の地点
基点49	北緯34度09分29秒2629	東経135度12分15秒4768の地点
基点50	北緯34度09分28秒7145	東経135度12分15秒7123の地点
基点51	北緯34度09分27秒5623	東経135度12分17秒2488の地点
基点52	北緯34度09分26秒4325	東経135度12分17秒3902の地点
基点53	北緯34度09分26秒6761	東経135度12分19秒4155の地点
基点54	北緯34度09分25秒2121	東経135度12分19秒2292の地点
基点55	北緯34度09分23秒0437	東経135度12分14秒3793の地点
基点56	北緯34度09分22秒9293	東経135度12分08秒1645の地点
基点57	北緯34度09分21秒1078	東経135度12分06秒0747の地点
基点58	北緯34度09分05秒8570	東経135度12分06秒9983の地点
基点59	北緯34度09分05秒3598	東経135度12分09秒3751の地点
基点60	北緯34度09分07秒0154	東経135度12分36秒0680の地点
基点61	北緯34度09分07秒0793	東経135度12分36秒9234の地点
基点62	北緯34度09分07秒2615	東経135度12分39秒7088の地点
基点63	北緯34度09分07秒4448	東経135度12分39秒9807の地点
基点64	北緯34度09分10秒2516	東経135度12分41秒3617の地点
基点65	北緯34度09分10秒7749	東経135度12分42秒9599の地点
基点66	北緯34度09分11秒0683	東経135度12分43秒9947の地点
基点67	北緯34度09分11秒1136	東経135度12分44秒8763の地点
基点68	北緯34度09分11秒0893	東経135度12分45秒5245の地点
基点69	北緯34度09分10秒6609	東経135度12分45秒1715の地点
基点70	北緯34度09分10秒4943	東経135度12分43秒7783の地点
基点71	北緯34度09分09秒6978	東経135度12分42秒3048の地点
基点72	北緯34度09分05秒7349	東経135度12分42秒0153の地点
基点73	北緯34度09分05秒3638	東経135度12分37秒0183の地点
基点74	北緯34度09分05秒2678	東経135度12分36秒1892の地点
基点75	北緯34度09分05秒1168	東経135度12分34秒5152の地点
基点76	北緯34度08分58秒1469	東経135度12分35秒0579の地点
基点77	北緯34度08分57秒5641	東経135度12分36秒8256の地点
基点78	北緯34度08分56秒9264	東経135度12分36秒5179の地点
基点79	北緯34度08分57秒5500	東経135度12分34秒2223の地点
基点80	北緯34度09分00秒1872	東経135度12分17秒7894の地点
基点81	北緯34度09分00秒1179	東経135度12分16秒6995の地点
基点82	北緯34度08分59秒6285	東経135度12分08秒4045の地点
基点83	北緯34度08分49秒3238	東経135度11分58秒3221の地点

基点84	北緯34度08分37秒3628	東経135度12分00秒4529の地点
基点85	北緯34度08分35秒8478	東経135度11分56秒6572の地点
基点86	北緯34度08分40秒2276	東経135度11分56秒6170の地点
基点87	北緯34度08分40秒3863	東経135度11分57秒9743の地点
基点88	北緯34度08分49秒8019	東経135度11分56秒2604の地点
基点89	北緯34度09分01秒1921	東経135度12分07秒4176の地点
基点90	北緯34度09分02秒0281	東経135度12分16秒5404の地点
基点91	北緯34度09分01秒9986	東経135度12分18秒6493の地点
基点92	北緯34度08分59秒6761	東経135度12分32秒7182の地点
基点93	北緯34度09分05秒2658	東経135度12分32秒2581の地点
基点94	北緯34度09分03秒3508	東経135度12分05秒2494の地点
基点95	北緯34度08分56秒9428	東経135度11分59秒5624の地点
基点96	北緯34度08分54秒9078	東経135度11分54秒8365の地点
基点97	北緯34度08分52秒2611	東経135度11分07秒2284の地点
基点98	北緯34度08分52秒5991	東経135度11分04秒0353の地点
基点99	北緯34度08分49秒1891	東経135度11分00秒5551の地点
基点100	北緯34度08分47秒2519	東経135度11分01秒6851の地点
基点101	北緯34度08分47秒3097	東経135度10分57秒3129の地点
基点102	北緯34度08分49秒6761	東経135度10分55秒9326の地点
基点103	北緯34度08分54秒8008	東経135度11分01秒1626の地点
基点104	北緯34度09分20秒7730	東経135度11分09秒8195の地点
基点105	北緯34度09分22秒4362	東経135度11分08秒7621の地点
基点106	北緯34度09分23秒9956	東経135度11分03秒3929の地点
基点107	北緯34度09分27秒8313	東経135度10分55秒7644の地点

6 指定区域 基点1から基点107までを順次結んだ線及び基点1と基点107を結んだ線により囲まれた区域

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第1項の表中

「 独立行政法人労働者健康福祉 機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本93番1	を
「 独立行政法人労働者健康安全 機構 和歌山労災病院	和歌山市木ノ本93番1	に、
「 医療法人千徳会 桜ヶ丘病院	有田市宮崎町841番地の1	を

医療法人千徳会
桜ヶ丘病院

有田市箕島904番地

に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

表中

和歌山市雄松町一丁目61番地	和歌山市芦原文化会館	を
和歌山市島崎町六丁目13番地の2	和歌山市芦原文化会館	に、
和歌山市西汀丁34番地 和歌山市布施屋41番地	和歌山市勤労者総合センター 和歌山市河南コミュニティセンター	を
和歌山市西汀丁34番地	和歌山市勤労者総合センター	に、
和歌山市北出島一丁目5番47号 和歌山市直川326番地の7	和歌山県勤労福祉会館 和歌山市北コミュニティセンター	を
和歌山市北出島一丁目5番47号	和歌山県勤労福祉会館	に

改める。

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年7月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成28年度 調達案件番号 20160028870号

(2) 調達案件名

和歌山県民文化会館大ホール舞台照明設備調光操作卓更新備品

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県民文化会館大ホール舞台照明設備調光操作卓更新備品 一式

- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
平成29年1月20日（金）
- (6) 納入場所
和歌山県民文化会館大ホール
（和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「産業用電気機械」に登録されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
平成28年7月29日（金）から同年8月31日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
- イ 入札日時
平成28年9月7日（水）午前10時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年9月6日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札
この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入

札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成28年9月6日（火）午前9時から同月7日（水）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Renewal of the Console for the stage lighting at the main hall of Wakayama Prefectural Cultural Hall : 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 7 September 2016

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288